

## 水道民営化に反対する意見書

水道施設に関する公共施設等運営権（コンセッション）方式を民間事業者に設定することができる仕組みに、水道法が改正された。

コンセッション方式の導入は、災害発生時における応急体制や他の自治体への応援体制の構築、更新事業や事業運営をモニタリングする人材や技術者の確保などが懸念され、必ずしも老朽管の更新や耐震化対策を推進する方策とはならず、水道法の目的である公共の福祉を脅かす事態となりかねない。

麻生副総理は、平成２５年４月の米シンクタンクの講演で「日本の水道は全て民営化する」と発言し、政府は水道事業の民営化に邁進してきた。諸外国では水道の民営化により水道料金が高騰している事例が多数みられ、フランスのパリ市では料金の高騰に加えて不透明な赤字経営が問題となるなど、世界の多くの自治体で再公営化が相次いでいる状況である。

水道は、市民の生活及び社会経済活動を支える重要なライフラインであり、安全で安心な水道水を安定的に供給することにより、公衆衛生の確保、快適な生活を保障すべきであることから、水道事業の民営化はなじまない。

よって、当市議会は、国及び政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

### 記

- 1 コンセッション方式の導入を廃止すること。
- 2 将来にわたり持続可能な水道の管理体制を構築し、水道事業の基盤強化を進めるため、必要な支援の充実、強化及び財源措置を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３０年１２月１３日

福島県喜多方市議会議長 佐藤 一 栄

### 【意見書提出先】

|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 衆議院議長 | 大島 理森 | 殿 |
| 参議院議長 | 伊達 忠一 | 殿 |

内閣総理大臣  
厚生労働大臣

安倍 晋三 殿  
根本 匠 殿